

[抄録様式]

<p>公益財団法人8020推進財団 令和三年度 歯科保健活動助成交付事業報告書抄録</p>
<p>1. 事業名：・生涯を通じた歯科健診・保健事業 ・咀嚼の効用に関連したテーマに関する事業</p>
<p>2. 申請者名： 公益社団法人東京都向島歯科医師会</p>
<p>3. 実施組織： 公益社団法人東京都向島歯科医師会 医療法人社団同志会 原歯科医院 おおくぼ歯科医院 たむら歯科 高齢者支援総合センター(シルバープラザ梅若)</p>
<p>4. 事業の概要： 口腔機能低下症の診断には、7項目の診断基準（1 口腔衛生状態不良、2 口腔乾燥、3 咬合力低下、4 舌口唇運動機能低下、5 低舌圧、6 咀嚼機能低下、7 嚥下機能低下）のうち3項目以上の該当が要件とされる。在宅歯科治療の現場では簡便な検査方法が求められ、5 低舌圧の測定のみで口腔機能低下症の早期スクリーニングができないか検討するため、診療室、在宅歯科診療、高齢者支援センターでの最大舌圧値測定を行った。</p>
<p>5. 事業の内容： 令和元年からの継続事業として前年度(2年目)の報告で、最大舌圧値測定が口腔機能低下症の簡易スクリーニングとして有効である可能性が示唆された。今年度は3年間の事業総括として、検査数を増やして統計処理し最大舌圧測定値と他の臨床パラメーターとの相関を比較検討した。</p>
<p>6. 実施後の評価（今後の課題）： 臨床の現場では、口腔機能低下症と判断するために7つの検査を行うことはハードルが高く、特に口腔機能低下症が最も疑われる在宅歯科診療の現場では、判定陽性のための検査の煩雑さが問題でもあった。今回、*低舌圧の検査（最大舌圧値測定）と*嚥下機能低下の検査と相関が認められたが、*咬合力低下の検査とは有意な相関は認められなかった。しかし、他の臨床データを考慮すると、最大舌圧測定のみで口腔機能低下症の簡易スクリーニングとして有効である可能性が示唆された。今後、対象者を増やし更なる検討を加えて最大舌圧測定が臨床現場で広く活用される検討をしていきたい</p>